

重要事項のご説明

この書面では、家畜共済の疾病傷害共済包括共済関係（以下「疾病傷害共済」）に関する重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明しています。ご契約前に必ずご一読いただき、お申込みいただくようお願いいたします。

契約概要

疾病傷害共済の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報

ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

この書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については弊組合のホームページ「事業規程」をご覧ください。

○用語のご説明

共済目的	補償対象となるものです。
共済掛金期間	共済目的が補償対象となる期間です。
引受価額	共済目的の引受時の評価額合計です。
共済金額	共済目的に対する補償金額のことで、支払い限度額を超えない範囲でご契約者が申し出た金額です。
共済金	共済事故が発生した際に、弊組合がご契約者やその指定された受取人に支払う金額です。
共済事故	共済金が支払われる損害の原因になる事由です。
共済掛金	補償に対する対価としての、掛金総額です。
国庫負担共済掛金	共済掛金の内、国が負担する金額です。
組合員等負担共済掛金	共済掛金から国庫負担共済掛金を差引いたご契約者にご負担いただく金額です。
賦課金	ご契約者にご負担いただく事務手数料です。
疾病・傷害（※）	獣医師の治療を必要とする程度の家畜としての機能に支障を来す異常な状態のことです。
待期間	ご契約成立後、原則補償の対象外となる期間です。 ○新規加入時や月齢が加入される包括共済家畜区分に達した個体は、その日から2週間 ○出生及び導入した個体は、次の日から2週間
病傷共済金 支払限度額	共済目的に対して、ご契約者が選択できる最高補償額です。
診療（※）	通常必要とされる診療行為であり、当該病傷に対して最も有効で、かつ、最も経済的な診療方法であって広く学界に認められ一般に普及しているものです。
指定獣医師	弊組合との指定契約に基づき、共済金の代理受領等を行うことのできる獣医師です。
危険段階別共済掛金率	ご契約者ごとの過去の損害率に応じた掛金率です。

※一般的な用途ではなく、共済金の対象となる用途に限定しています。

1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 制度の仕組み

契約概要

疾病傷害共済は、農業保険法に基づき、疾病及び傷害によるご契約者が飼養する家畜に係る損失を補てんし、農業経営の安定をはかることを目的とした政策保険です。

(2) 共済目的及び加入資格者

契約概要

①共済目的

包括共済家畜区分ごとに加入ができ、子牛については乳用牛又は肉用牛に付帯して加入することができます。なお、共済掛金期間中に加入いただいた包括共済家畜区分に該当する個体は全てご契約の対象となります。

②加入資格者

群馬県内に住所を有し、牛、馬又は豚につき養畜の業務を営み、弊組合が牛トレーサビリティ（以下「トレサ情報」）又は飼養管理等の記録を利用することに協力を得られる方となります。

包括共済 家畜区分	対象家畜
乳用牛	出生後第5月の末日を経過した乳牛の雌
子牛	出生後第5月の末日を経過しない乳牛の雌
肉用牛	出生後第5月の末日を経過した種雄牛及び乳用牛以外の牛
子牛	出生後第5月の末日を経過しない種雄牛及び乳用牛以外の牛
一般馬	種雄馬以外の馬
種豚	繁殖用の豚で出生後第5月の月の末日を経過した豚

(3) 共済事故及び補償の対象にならない主な事項

契約概要

注意喚起情報

①共済事故

成牛、子牛、馬及び種豚の疾病及び傷害

具体的な扱いは農林水産省が定める家畜共済の病傷事故給付基準のとおりとなります。

②補償の対象にならない主な事項

- ・ご契約者又はその法定代理人の故意又は重大な過失によって生じた損害
- ・ご契約者と同一世帯に属する親族の故意によって生じた損害
- ・ご契約者（ご契約者が法人であるときは、その法人の業務を執行する役員を含む。）が植物防疫法の規定に違反したことによって生じた損害
- ・正当な理由なく組合員等負担共済掛金及び賦課金の支払いが遅延した場合

- 通常すべき管理その他損害防止により処置できる程度の獣医技術を必要としない病傷に対する診療
- 生命になんら影響がなく、また、機能障害となる恐れのない病傷等に対する診療
- 待期間中に発生した次のア～ウの場合を除いた共済事故
 - ア. 共済事故の原因が補償開始後に生じたことが明らかな場合
 - イ. 子牛であって、その母牛と共済関係があり待期間を経過している場合
 - ウ. 他の加入者の飼養管理のもと2週間以上共済関係があり、譲渡後1週間以内に導入された場合
- 試験・研究を目的とする診療
- 共済事故発生のご連絡又は病傷事故診断書の提出が遅延した場合

例

共済事故発生のご連絡がない場合（共済金100%免責）

診断書等の提出が所定日（転帰日が属する月の翌月5日）までにない場合

提出日	共済金免責割合
1回目の所定日以降～2回目の所定日の前日	10%
2回目の所定日以降～3回目の所定日の前日	20%
3回目の所定日以降～12回目の所定日の前日	50%
12回目の所定日以降～	100%

(4) 共済掛金期間

契約概要

原則、1年間となります。ただし、始期又は終期を統一する必要がある場合には1年未満とすることができます。

(5) 引受価額

契約概要

包括共済家畜区分ごとに、1頭ごとの共済掛金期間開始時の評価額（50万円が上限）を合計したものが引受価額となります。評価額は家畜市場等における過去1年間の取引価格を基に平均価額を算定したものです。

(6) 病傷共済金支払限度額

契約概要

引受価額に病傷共済金支払限度率を乗じて算出します。

(7) 共済金額

契約概要

病傷共済金支払限度額を超えない範囲でお申し込みいただいた金額となります。

(8) 共済金

契約概要

注意喚起情報

共済金額を超えない範囲で次のA、Bの内、いずれか小さい額を共済金としてお支払いします。

A：診療総点数×10円×90%

B：診療その他の行為によって負担された費用×90%

※診療総点数は、農林水産大臣が定める家畜共済診療点数表及び同細則に定める点数の合計となります。

※ご契約者から共済金の受領を委任された指定獣医師又は弊組合獣医師の診療を受けた場合には、共済金は各診療所に支払われます。

(9) 他人の家畜の扱い

契約概要

注意喚起情報

他人の家畜を飼養する方がご契約された場合、所有者が共済金を請求する権利について先取特権を有することになります。当該ご契約者は損害賠償請求権に係る債務について弁済をした金額又は所有者の承諾があった金額の限度においてのみ、弊組合に対して共済金を請求することができます。

(10) 納入額と払込方法等

契約概要

① 共済掛金

共済金額×共済掛金率によって算出されます。

共済掛金の50%に相当する金額を国が負担（国庫負担共済掛金）し、残りをご契約者が負担（組合員等負担共済掛金）します。国庫負担共済掛金は、包括共済家畜区分ごとに定められた金額が上限となります。

なお、共済金額に乗じる共済掛金率は、群馬県内の過去20年間の被害率と、ご契約者ごとの過去の損害率に応じて毎年更新される危険段階別共済掛金率の区分に応じて毎年見直されます。

② 納入額

組合員等負担共済掛金と賦課金を足したもの（以下「共済掛金等」）になります。

③ 払込方法

原則、口座振替をおすすめしておりますが、お振込みも可能です。

また、共済掛金期間が6か月以上で組合員等負担共済掛金が3万円以上の場合には、保証人を立てていただくことで分割払いも可能です。

〇口座振替対応金融機関は次のとおりです。

- ・群馬県内JA ・群馬銀行 ・東和銀行 ・足利銀行 ・しののめ信用金庫 ・利根郡信用金庫
- ・高崎信用金庫 ・桐生信用金庫 ・北群馬信用金庫 ・アイオー信用金庫 ・館林信用金庫
- ・中央労働金庫 ・群馬県信用組合 ・ぐんまみらい信用組合 ・あかぎ信用組合 ・ゆうちょ銀行

④ 払込期限

共済掛金期間開始日の前日までに払込みください。ただし、継続加入の場合には直前の共済掛金期間満了の日の翌日から起算して2週間、払込期限の猶予期間が設定されます。この猶予期間は分割払い時の払込期限にも適用されます。

期限までの払込みが確認できない場合は、共済関係が失効となります。また、分割払いの2回目以降の払込みが確認できない場合は、分割払い払込期限の翌日から払込みまでの間の共済事故は全額免責となりますのでご注意ください。

(11) 満期返戻金・契約者配当金

契約概要

満期返戻金・契約者配当金はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務

注意喚起情報

ご契約者には、告知義務が発生します。告知義務とは、ご契約時に告知事項について事実を正確に知らせる義務の事です。告知事項とは加入申込書の記載内容及び損害の発生の可能性に関する重要な事項の内、弊組合が告知を求めたものとなります。

故意若しくは重大な過失により事実の告知をしなかった時は、弊組合は共済関係を解除し、共済掛金等は返還しませんのでご注意ください。

3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務 注意喚起情報

ご契約後、次の事実が発生した場合には、遅滞なく弊組合までご連絡ください。ご連絡がない場合、共済金をお支払いできないことがありますので十分にご注意ください。

① 共済事故が発生した場合

- ・ 疾病及び傷害が発生して、獣医師の診療を受ける場合

なお、共済金の請求をされる際には次の書類の提出が必要になります。

○ ご契約者が共済金を受領する場合

- ・ 病傷事故診断書及び関係書類
- ・ 診療費の領収書又は振込証等

○ 指定獣医師が共済金を受領する場合

- ・ 病傷事故診断書及び関係書類
- ・ 家畜共済病傷事故共済金代理受領委任状

※ 弊組合の獣医師が診療した場合には、特段書類の提出は不要です。

② 共済目的に異動が発生したことに伴い共済金額の変更を希望する場合

- ・ 共済目的の家畜を飼養することになった場合
- ・ 養畜の業務の規模の著しい変更に伴い家畜を飼養しないこととなった場合

※ 異動日から2週間以内にご連絡をいただく必要があります。

(2) 異動に伴う契約変更

契約概要注意喚起情報

○ 増額の場合

共済目的の家畜を飼養することになったことに伴い共済金額の増額を希望される場合には、当該異動が発生した日から2週間以内に弊組合にご連絡ください。共済掛金等の再計算を行い、差額分を追加納入していただきます。なお、共済金額の増額は異動日から効力が生じますが、差額分の共済掛金等が支払われない場合には無効となりますのでご注意ください。

◆ 変更可能な共済金額の上限

引受価額の変更分の金額×病傷共済金支払限度率×変更前の選択割合×短期係数×変更後日数割合

◆ 変更可能な引受価額の上限

次の内、もっとも小さい価額になります。

- ・ 異動に係る家畜の合計価額
- ・ 「50万円×異動後の引受頭数」－「異動前の引受価額」
- ・ 「異動後の飼養家畜の合計価額」－「当該異動までの間の引受価額の最高額」

○減額の場合

養畜の業務の規模の著しい変更に伴い家畜を飼養しないことになり、共済金額の減額を希望される場合には、当該異動が発生した日から2週間以内に弊組合にご連絡ください。共済掛金等の再計算を行い、差額分を返還いたします。なお、共済金額の減額は異動日から効力が生じます。

◆変更可能な共済金額の上限

引受価額の変更分の金額×病傷共済金支払限度率×変更前の選択割合×短期係数×変更後日数割合

◆変更可能な共済金額の下限

減額後の共済金額が異動日までに請求のあった共済金の支払額を下回らない範囲

◆変更後の引受価額

「異動に係る家畜の頭数」≤「当該異動前の引受頭数」－「異動後の飼養頭数」の場合は、異動に係る家畜の合計価額

「異動に係る家畜の頭数」>「当該異動前の引受頭数」－「異動後の飼養頭数」の場合は、次の金額の内いずれか大きい金額

- ・「異動前の引受価額」－「異動後の飼養家畜の合計価額」
- ・「異動前の引受価額」－「50万円×異動後の引受頭数」

(3) 養畜の業務をやめたことに伴う契約解除

契約概要

注意喚起情報

養畜の業務をやめたことに伴い共済関係を解除される場合には、弊組合に申し出てください。弊組合にて現地確認等を行い事実関係に相違がなければお申し込みのあった日で共済関係を解除、共済掛金等及び共済金の再計算を行います。再計算の結果によって、追加納入又は払い戻しが発生します。

(4) 不正防止にかかわる取り組み

契約概要

共済金の不正請求を防ぐため、弊組合にて診断書等の内容が事実か各種帳票の確認や聞き取りをさせていただくことがあります。そのため、診療を受けた際には獣医師よりその内容について説明を受け、診療種別等通知書の交付を受け3年間保存してください。獣医師が診療種別等通知書を発行しない場合には、ご自身で作成していただくことになります。

○診療種別等通知書の必要項目

下記内容が具備されていれば、様式は問いません。

- ・診療した家畜の所有者又は管理者の氏名
- ・診療家畜を特定できる情報（個体識別番号等）
- ・診療日
- ・種別等
- ・治療に用いた動物用医薬品等の品名
- ・獣医師名
- ・発行日

(5) 共済契約の承継

契約概要

譲渡人が養畜の業務を廃止した場合に限り譲受人がご契約の承継を希望する場合は、当該譲受けの日から2週間以内に当該譲受人の住所、共済目的の所在地、その他共済目的の状況を明らかにする書面を添えて、弊組合に承諾の申請を行ってください。後日、承諾可否を通知いたします。

※譲受人が既に家畜共済に加入している場合には、共済契約の承継ではなく共済目的の異動として扱います。

(6) 途中解約

契約概要

注意喚起情報

共済掛金期間中にご契約者都合による途中解約を希望される場合には、原則として共済掛金等の返還はしませんのでご注意ください。

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 財務状況悪化時等の取扱い 注意喚起情報

国と保険関係を結び危険分散を図っていますが、弊組合の業務又は財産の状況の変化によって共済金、解約返戻金等のお支払いを一部凍結する場合があります。

(2) 個人情報の取扱い 注意喚起情報

個人情報については次のとおり利用しますが、詳しくは弊組合のホームページをご覧ください。

- 引受の審査、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの案内・充実を行うために利用します。また、本共済契約に関する利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、共済金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。
- 弊組合は農業保険法に基づく共済金支払責任の一部を国の保険に付しているため、国との間で必要な範囲で利用することがあります。
- 法令において必要とされる場合、必要な範囲で第三者に提供することがあります。

(3) 重大事由による解除 注意喚起情報

次の事項に該当した場合、弊組合は共済関係を解除し、共済掛金等は返還しませんのでご注意ください。

- 弊組合に共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ、又は生じさせようとした場合
- 共済金の請求について詐欺を行い、又は行おうとした場合
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に該当する暴力団員であることが判明した場合
- 上記のほか、弊組合からの信頼を損ない、当該共済関係の存続を困難とする重大な事由が発生した場合

(4) 重大事由による解除の一部例外 契約概要 注意喚起情報

トレサ情報又は帳簿、その他の飼養管理等の記録を利用して家畜の飼養頭数を効率的に確認することについて協力を得られない場合には、「(3) 重大事由による解除」と同様に共済関係を解除します。ただし、この場合には共済掛金等及び共済金の再計算を行います。再計算の結果によって、追加納入又は払い戻しが発生します。

規程等については、弊組合のホームページに掲載してあります。「NOSAIぐんま」又は「群馬県農業共済組合」で検索するか、下のQRコードをご利用ください。



NOSAIぐんま	 検索
----------	--

各種お問い合わせ、共済金の請求は以下の窓口までお願いします。受付は平日の8時30分から17時15分までとなります。

支所名	住所	TEL	FAX	管轄地域
中央支所	〒371-0847 前橋市大友町 1-3-12 1階	027-254-2070	027-254-2077	・前橋市・伊勢崎市・玉村町
西支所	〒370-0084 高崎市菊地町 563	027-344-2181	027-344-2184	・高崎市・安中市・藤岡市・上野村 ・神流町・富岡市・下仁田町 ・南牧村・甘楽町
北支所	〒377-0203 渋川市吹屋 370 1階	0279-26-2600	0279-26-2601	・渋川市・榛東村・吉岡町・中之条町 ・長野原町・嬭恋村・草津町 ・高山村・東吾妻町・沼田市 ・片品村・川場村・昭和村 ・みなかみ町
東支所	〒373-0806 太田市龍舞町 589-3	0276-47-5600	0276-47-5601	・太田市・桐生市・みどり市 ・館林市・板倉町・明和町 ・千代田町・大泉町・邑楽町

※Webでのお問い合わせは、ホームページ内のお問い合わせフォーム、又は右のQRコードよりお願いします。

